

# 国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

---

## (開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 12 月 24 日 (火) 16:30~17:00
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

### <WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授  
委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社代表取締役  
東洋大学理工学部建築学科教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

### <関係省庁>

- 依田 泰 厚生労働省健康局生活衛生課長

### <事務局>

- 富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理  
福島 直樹 内閣府地域活性化推進室次長  
福浦 裕介 内閣府地域活性化推進室次長  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官  
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

## (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 滞在施設の旅館業法の適用除外、歴史的建築物に関する旅館業法の特例について
- 3 閉会

---

○藤原参事官 時間が少し早いのですが、始めさせていただきます。「滞在施設の旅館業法の適用除外」、これは法律にも規定されています制度、今回の改革事項の政令以下の部分の議論ということでございます。それから、「歴史的建造物に関する旅館業法の特例について」、これは省令事項ということで、かねてから整理をさせていただいておりますが、いずれにしても 10 月 18 日の日本経済再生本部決定ということで、特区においてということで規制改革事項が決定されたわけでございますけれども、その政省令による部分、措置される事項も含めて、法律事項と同時期の施行実現を強くお願いをしているところで

ございまして、そういった観点から、現状及び見通しにつきましてのヒアリングをさせていただければと思っております。

原則、議事内容と資料は公開の扱いとさせていただきますけれども、そんな形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、八田座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 どうもお忙しいところをありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願ひいたします。

○依田課長 お世話になっております。厚生労働省生活衛生課でございます。

お手元に資料を準備させていただきましたけれども、先ほど御紹介がございました特区法第13条になります。旅館業法の特例ということでございます。

1枚目は法律の概要でございまして、特定事業といたしまして、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業ということでございます。これは法律の中身でございましてけれども、中に書いてございますように、この外国人滞在施設経営事業の要件につきまして、政令で定めるということでございます。「外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸者契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに外国人旅客の滞中に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するもの」ということでございます。

おめぐりいただきまして、これは検討中でございますけれども、政令の中身について、法制局の審査等がまだでございますが、事項としてはこのようなことを考えているというところの検討中の案でございます。

要件といたしましては、10日以上滞りの賃貸借契約であること。それから、外国人旅客の滞りに適した施設であることが法律でうたわれておまして、それに則した要件といたしまして、一定の滞りに適した広さ。換気とか採光とか照明、防湿、冷暖房、防犯の設備。浴室、洗面、トイレ、寝具、調理、収納、清掃のための設備・器具ということで、滞在施設として一般的に求められるようなものを想定しているところでございます。

滞在施設でございますので、使用後、適宜掃除をしていただくなり、施設側で役務の提供があれば、契約に基づいて、その適切な頻度で、これはもう滞在される方の選択に基づいて、契約に基づいて、清潔のための掃除などやクリーニングをしていただくというのはいかがでしょうかと思ひますけれども、そこら辺は滞在施設でございますので、使用前に居室の清潔の保持ということを書いて、その後は滞り者のほうで主体的にやっていただくということで書かせていただいております。

施設の使用法に関する外国語を用いた案内、これは法律に書いておまして、外国人の滞りに適切だということで、外国語での御案内をするというのは必要だと思ひます。その他、色々な役務が想定されるわけですがけれども、こちらのほうは清掃だとか、諸々あるかと思ひますけれども、個々の滞在施設によって色々あるかと思ひますので、こういう契約でそれぞれの施設で決めていくというふうに思ひますので、そのサービス内容について、その施設が掲げるサービスについて提供する体制は確保されているというような

ことで、こういう滞在施設の骨格的なイメージを書かせていただいているところでございます。

広さのところでございますが、あまり狭隘なものでは、一定期間滞在するというところでございますので、公営住宅の最低の居住面積とかそういうのもございますので、そういうのも参考にさせていただきながら決めていくのかなというところでございます。

省令事項でございますが、これは手続的なところでございまして、申請に係る記載事項であったり、また、添付書類だったり、そういうのが書いてございますけれども、そういうものについては省令の規定の整備を行うということ想定しているところでございます。

おめくりいただきまして、これも先ほど御紹介がございましたが、歴史的建築物に関する特例ということで、省令事項でございます。従来、欄外の※に書いておりますが、文化財保護法に基づきまして、これは国が指定をする伝統的建造物について特例が設けられているわけでございますが、今回地方自治体の条例に基づき選定された歴史的建築物につきましても同様の特例措置を講ずるということございまして、書いてございますように柱となりますのは、フロントに代替する機能を有する設備、ビデオカメラなどが想定されるわけでございますが、そういうものを置いて、しっかり必要な措置が講じられること。

また、緊急時対応ということも必要になりますので、24時間の連絡体制が整備されるといったようなことを要件としては想定しているところでございまして、こちらの文化財保護法に基づく伝統的建造物の特例と同様の取り扱いでございまして、今回対象拡大というようにございまして、まだ条文ベースになっておりませんが、このような形で現在検討をしている途上でございまして、全体的なスケジュールがございまして、そちらに遅れないように検討をしっかりと進めていきたいと考えている次第でございます。

現在の私どもの関係の政省令についての検討状況については、以上でございます。よろしく申し上げます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございませんでしょうか。

○原委員 政令の2ページ目の要件でございますけれども、これはまだ検討中ということなのかと思いますが、特に二つ目とか三つ目の○が抽象度の高い要件になっていて、施設のどういう設備があるとか、衛生面でどの程度確保されているとかいうことを個別に認定の段階でチェックするということになると、これは元々の旅館業の許可とあまり変わらなくなっていってしまうと思いますので、いかに客観要件を満たしていれば認定という仕組みを作れるかどうかというところがポイントかと思いますが、より具体化されると理解してよろしいでしょうか。

○依田課長 ありがとうございます。今の段階ですのでこうなっておりますが、原先生のおっしゃるように、あまり事細かに決めると旅館業法というところで、そんなにぎしぎし細かくというふうにも考えておりませんし、他方、また、あまりにも抽象的過ぎて、これはどうなのかというのも困りますので、私どもとしては基本的にこういう機能があればい

いということで、例えば、冷暖房でも特定のスペックを決めたり、そういうのは適切ではありませんので、通常想定されるような機能の設備があればいいということで考えておりました。原先生のおっしゃるように、そこは申請する側に負担にならないように、また、行政の側でも取り扱いに困ることがないように、そこら辺はもう少し詰めていきたいと思っております。

○原委員 広さだけは何平米とかそういう形で。

○依田課長 広さにつきましては、まだここに書いてございませんが、先ほど申しましたように、例えば公営住宅であれば、健康で文化的な最低水準ということで、例えば壁芯ベースで25平米とか、内法だと9畳くらいに相当すると言われてはいますが、そういう平米などは明確に決めないと、これは広さが適したと言ってもあれですし、狭隘かどうかの過度に負担にならないような、実態に即した最低の基準として。

また、一方で、国家戦略特区の外国人滞在施設経営事業としてふさわしいという、適切な、国のこれまで進めている全体的な住宅施策だとか、そういうところから見て狭隘だというような御批判も受けるようなことがないよう、実態に即した、これは一定の面積を決めなければいけないというふうには考えております。

あとは、換気とかそこら辺については、こういう機能面を書くというところで足りるのではないかとこのところございまして、具体的な数値化されるというところ言えば、面積という広さのところなのかなというふうには思っております。

○原委員 それで書き方によっては、実際に運用されるところで立入検査みたいなことを個別に全部チェックしてからみたいということで時間がかかったり、そういうことになってしまうと、この特例の意味がなくなってしまうと思いますので、そのあたりは引き続きよろしく御検討をいただければと思います。

外国人旅客との契約に基づく役務を提供する体制というのは、具体的にはどんなことになりますか。

○依田課長 これは私どもも色々施設から聞いておりますと、一般的にあるのは、例えば清掃だったり、ベッドメイキングだったり、あとはクリー、ニングというか、衣服を洗ったりとか、そういうのが通常少なくともあるのかなと思っておりますけれども、これも滞在施設によって様々、いわゆるどういうふうな役務を施設側として滞業者に快適にお過ごしいただくために提供するサービスかはそれぞれ、例えば、こういうサービスはなければならないというのは、なかなか一概に決めがたいところもございまして、それは各施設が契約でうたっているところが遺漏なく提供できるような体制が整っていればいいのかと思っております。ここは個々の施設がどういうサービス、役務をうたっていくかによって違ってくるのかなと思っております。

○原委員 繰り返しになるのですが、認定基準に裁量性が出てくると、そこで運用段階で厳しくされるということになってしまうと価値がなくなると思いますので、これで申請す

る側から体制について申告してみて、自治体で認定するかしないかがよく分からないという状態になってしまうと、良くないと思います。

○依田課長 そこは御指摘も踏まえて、特区の自治体も入っておりますので、原先生の御懸念のようなことがないような形で、どういう書きぶりの形でできるか、よく考えてみたいと思います。

○原委員 もう一点だけ、これは最初の要件の一つ目の10日以上のところは、これはもう秋の段階から再三議論のあったところですが、私は確か3日くらいになりませんかという話をずっと申し上げていたと思いますが、7日くらいで難しいですか。

○依田課長 これも秋の段階でも、色々な場でも御議論をさせていただいて、私どもも法案を与野党に説明していく段階でも、このような形で御説明をしております、今回の特区を立ち上げてやっていく上では10日ということで、先生方の色々な議論の経過もあろうかと思いますが、ここは御理解をいただきたいと私どもとしては考えておりますので、よろしく願いいたします。

○工藤委員 10日の説明として、意味は何ですか。3日でも7日でもなくて、10日というのは何かあったんですか。

○依田課長 今回外国人の滞在施設経営事業ということで、これまで長期のものも、もう少し短期の賃貸借にもできないかということで、これは理論的には定期の建物賃貸借契約で1日からあり得るわけですが、一方で、旅館業法の中で、これは不特定多数の方が短期間入替りという公衆衛生上の防疫の観点、また、地域との兼ね合いの話で、短期につきましては旅館業法での色々な縛りがございます。

また、例えば、一般的な、特に我々が関係する話でございますと、インフルエンザとか鳥インフルエンザなどの潜伏期間は10日程度は見なければいけないということで、旅館業法におきましては、例えば、宿泊者名簿において滞在者の入替りがあつて、そういうことが発生した場合には、宿泊者の追跡をしたりとか、防疫上の対応が取られているということもございまして、一定の長期につきましては、居住性が高まるということで、今回規制を緩和させていただくということで、ホテル・旅館等の適切な役割分担ということも考慮させていただいて、このような形になっている次第でございます。

○工藤委員 旅館業法は先ほど原委員からあつたように、あまり細かい規定を作ると、他の旅館と変わらないという話になりますね。例えば、ここにある「歴史的建築物」に関してのと言うときに、こういう宿泊系のものに手を入れるわけですね。そうすると、多分国土交通省との調整ごとが出てくると思うんです。国土交通省のほうもこういう歴史的建造物についての色々な基準法を外すと言っているんで、これは足並みを揃えないと、消防庁と国土交通省と厚生労働省と合わせて意見統一をしないと、厚生労働省はオーケーと言ったけれども、国土交通省がダメとか、その逆もあつたりすると多分混乱しますね。

例えば、前の事例にも出ていますけれども、バリアフリーというのがかけられてしまうと、身体障害者のための一部屋どうのとかが入ってくると、なかなか古い建物の再利用

がすごく難しくなってくるので、そのあたりも柔軟に施設の状況をユーザーがちゃんと把握して、承知した上で泊まるとか、そういうことが一番大切で、全部が全部一定レベルのスタンダードを超えていなければいけないかと言うと、そうでもないと思うんです。ある種の最低限はあるけれども、自己責任というか自分の状態に合わせて選択して泊まるかということの判断もちゃんとしていただくということも合わせないといけないだろうと思います。

○八田座長 工藤先生のおっしゃったことを補足すると、情報公開を義務付けることが結構役に立つのではないかと思います。ウェブできちんとやれと義務付けた上で、情報公開していることが正しいかどうかは抜き打ちでチェックする。それは随分有効なものではないかと思えます。全て全部事前に何か月おきにチェックすることによって担保するよりは情報公開ということで、そうすると、随分フレキシブルに色々なことができるのではないかと思います。

これはあまり揚げ足を取るつもりはないのですが、私は色々なマンション業界の方などから聞いて、1週間という需要は結構大きいという話は伺っているのですが、それは置いておいて、さっきの鳥インフルエンザの話ですが、これは普通のホテルはどうしているんですか。ホテルでもお客はくるくる変わりますね。そうすると、10日間以内に別の人が来るというのはどう対処しているんですか。

○依田課長 例えば、何年か前ですけれども、相当大きな問題になったケースもございまして、感染源を特定したり、感染ルートなり、感染の範囲を特定するという作業が出てきますので、これは宿泊者を全て特定するのは、行政と一緒に全部追跡をしていくというような取り扱いをやっているわけでもございまして、これは以前、関西のほうで結構大きな問題になりましたが、そういう方はその疑いがあるようなときは隔離をしてということで、これはもう大変な対応をしていくということになっています。

○八田座長 根拠が鳥インフルエンザなのならば、鳥インフルエンザがはやっているときだけ10日以上にするというような制約にすることもあり得るのではないですかね。ホテルも本当はそうしたほうがいいのですが、前の客の一泊目から10日間は新しい客は泊めないということにするというものもあると思います。原則は1週間だけれども、疫病が来たときは上のような例外措置を取るというのはどうでしょうか。

○依田課長 なかなか厳しい御指摘でございますけれども、インフルエンザは例示として出したわけでもございますが、色々な感染症がございまして、ここについては防疫上の問題、また、短期宿泊施設であります旅館・ホテルの規制とのバランスも考慮してということで、色々な関係方面は立法の段階でも、そういうような形で意思統一をしてきたということもございまして、こちらについては御理解をいただきたいというのが私どもとしての基本的な考え方でございます。

○原委員 当面これでスタートされることになるのかもしれませんが、ここは引き続き検討課題として、もうちょっと短くするというのを置いておければと思いますが、先ほど病気などについての観点ということで、連絡が付けばいいということによろしいですか。

○八田座長 その連絡のことが、後ろの歴史的建築物のほうはきちんと迅速な対応のための24時間体制というのがあるのですが、こちらのほうは特にはないんですね。

○依田課長 もちろん、これは事故などが発生した場合、これは泊まられているときに夜間とかそういうことが、こちらの省令はフロント、帳場を置かなくていいということとの関係で、では、連絡を取れなくていいのかということがあったので、特に書いてごさいますけれども、当然こういうところであれば、あるというのが前提になっておりますので、そこはポイントを書いておるといってございまして、夜間連絡が取れないと、例えば、病気になってということもあろうかと思っておりますので、そちらについては御指摘のように当然備わっているということで、強調はしておりませんが、そのように考えております。

○八田座長 10日もいればあれですが、短くするときは緊急体制みたいなものとカップルにするのはあり得るかもしれないと思えますね。

○原委員 緊急体制があって、なおかつ泊まっていた人の履歴はちゃんと残るわけですね。当然契約を結んでいるわけですから。通常の旅館と比べて大きな支障が生じると思えないんです。

○依田課長 先生方から立法過程におきまして、色々厳しい御指摘も受けてきたわけでごさいますけれども、旅館業法の規制で、これは今回緩和をするわけでごさいます。色々なバランスの中で、私どもとしても色々な要請の中で、当初私どももこれは2週間以上とか言っていたわけで、先生方は1週間ということもおっしゃっていて、そういう中で、色々な調整の中で10日ということ御理解をいただいて、また、これを基に法案の説明をして、これは立法を含めた議論として、私どもも御理解を得てきたということでごさいます。今回の件については10日ということ御理解をいただくということをお願いしたいと思っております。

今おっしゃったように、滞在の泊まられているときの連絡体制は連絡体制で、これは色々な場合が想定されるわけでごさいます。それは通常インターフォンのものがあってつながるといふようなことは当然施設としては備わっている機能でごさいますので、社会防衛的な話は置いておきましても、そういうサービスとしては必要だということでごさいますので、そちらは強調を今回しておりませんが、そちらのほうには当然備わっているということが必要になると考えている次第でごさいます。

○原委員 こちらで申し上げたのは、いずれにしても10日のところにあまり合理的な理由が明確にあるとは思われなかったものですから、そこは引き続き、より短くする御検討をいただければということです。

○依田課長 色々な意味での中長期的な話はあるかと思いますが、今回の政令については、これは論点などところございまして、これは先生方にも閣議決定するところでも丁々発止でやらせていただきましたが、これについては色々な合意形成の中で、こういう措置がされているということも、先生方もよく御理解していただいているところではないかと思しますので、何卒御理解をいただければということで、切にお願いいたします。

○八田座長 これはできるだけ御検討いただきたいし、外国人滞在のための措置を、例えば強める場合に、もっと短くてもいいとか、緊急体制を整えた場合に7日間にできるとか、そういうセットで考えるということもあり得ると思いますけれども、これはもう少し御検討をいただきたいと思います。

事務局からは何かありますか。

○藤原参事官 ここについては少なくとも会議としてのコミットがどこまでというのは、多分御議論があるところだと思いますので、言った、言わないの話とか議事録確認とかをやっても100%の合意はないんですね。したがって、議論を続けていくということだと思うんですけども、いずれにしても厚生労働省のほうから10日の合理的な理由を文書で頂戴するのが第一ステップと思っておりますので、そこで再度年明けにもまた御議論をさせていただくような処理でよろしいでしょうか。

○八田座長 それから、この広さとかについても、また具体案が出てきたら、お願いします。今、広さではワンルームマンションに関して、最低の規定はあるんですか。

○工藤委員 自治体、特定行政庁で決めています。

○八田座長 それが25平米というのは随分大きいですね。

○工藤委員 広いですね。私も聞いていて思ったんですけども。

○依田課長 一般の民間のものは色々あると思いますが、基準レベルは公営住宅が一般のあれが一つあって、ただ、これの壁芯、壁まで入っているところの柱とかが入っているものですので、我々が目にするのは内法ベースでございまして、内法の居室であれば大体9畳くらいでありまして、今回はキッチンとかも含めてということでございまして、そんなに広いものではないと思います。25平米というと広いような感じがするんですけども、色々なタイプがあらうかと、居室があらうかと思いますが。

○工藤委員 公営住宅はシングルなのか。

○依田課長 単身の場合です。

○工藤委員 それでも単身にしたのは最近ですね。今まで公営住宅は家族をベースにしていたから、最新のものと基準がどんどん上がっていったのと、現実的にウィークリーマンションとか色々なものがありますね。

○八田座長 マンスリーマンションとかね。

○工藤委員 そういうのを見て、あとは私たちが泊まるビジネスホテルとか少し参考にされて決めないと、それが逆に足かせになって増えないというか、不自由になるとかいうふ



うにならないことを望みます。広さはそんなにないけれども、共用部分が広いとか、色々な価値観があるから、そこは柔軟な対応をされるほうがいいかなと思います。

○八田座長 台東区などはシェアハウスなどに来ている人が多いですね。そういう人たちも使えるような仕組みにすると、あまりこれは制限するとまずいかもしれないです。いずれにしても、情報公開をきちんとさせるということで担保することが重要で、情報公開されているのに、行ってみたら違っていたというときに訴えられる仕組みを作るとか、そういうことが実質的には必要なのではないのでしょうか。

○工藤委員 実際海外のたくさん日本に旅行してきている人たちは、ネット上の評価を見るんです。そこに泊まった人がどう書いているかというのが実はすごく重要で、私たちもそうですが、海外に行くときにホテルが書いていること以外に、それをどう評価したかという欄をみんな見ている時代になっている。逆にそれが一つの縛りになっていて、変なことをするとそこに書かれてしまうから、ちゃんとやるという、そういうのを上手に今の時代にチェックを効かせるみたいなものと併せて、行政的に言うと、安全とか安心できる。ちゃんとやるべきことと、少し自由にやるべきこと、でも、ちゃんとしないとお客さんが来ないみたいな、その使い分けは結構大切なのではないかと思います。

○八田座長 それでは、今日は様々な御指摘が委員からもありましたが、そういうこともまた進んだ段階で御報告いただきたいと思います。どうもありがとうございました。